



視点

性をめぐる冒険者として 伝えあう・学びあう

私は、自信満々の性教育実践者や研究者が苦手です。性は、「弱さ」を共有しながら、ようやく語り合うことができるものだと思うからです。

性のありようは、人の数ほど多様であり、セクシュアリティは、自分と同じ人間が絶対にいないように、唯一無二のものです。

そして、人間はただ一度きりの人生であるがゆえに、誰もが「初心者」です。だから、何歳になっても、性はいつも「初体験」なのです。高い山に登らなくても、深海に潜らなくても、私たちはいつも、性をめぐる「冒険」をしています。だから、時には胸が高鳴ったり、ときめいたりするけれど、とても不安で、思うようにならなくて、切なくて泣きたくなったり、空しさやふがいなさを感じたりするのです。

そんな自分の性に向き合い、自分のセクシュアリティを自信満々に語れる人は、ほとんどいないと思います。自信満々に語ることができるがあるとすれば、それは、本に書いてある知識ぐらいではないでしょうか。でも、知識だけでは子どもたち若者たちの心には響きません。実践者が自分の冒険と重ね合わせ、その場にいる人と「弱さ」を共有したところに、性教育はあるのだと思います。

また、性の問題が必ず力関係を含むということも、忘れてはいけません。その最たるものが、優生保護法でした。国家権力が障害のある人たちから、強制的に生殖機能を奪ってしまう、そんな圧倒的な力関係により、障害のある人は半世紀ものあいだ、劣った者としてというより、「人間ではないもの」として扱われてきたと言ってもいいでしょう。だからこそ、あの素晴らしい日本国憲法があっても、この悪法が長く存在することが許されてきたのだと、私は考えています。

そこに、たくさんの医療者、教育者、保健師、行政の職員が加担してきました。優生保護法が母体保護法へと変わり、姿を消しても、その影響は今も残っています。

優生保護法は、生殖機能を奪うだけにとどまらず、

酷い運用によって、月経の手当てが自分でできない、重い障害のある女性に対し月経介助をしなくても済むように、月経をなくすための子宮へのレントゲン照射や、子宮摘出手術にまで及びました。その手術が施設に入所するための条件にされたり、将来、他人に月経介助される娘を心配した母親によって、申請されたりしました。

中には、月経介助を受けるときに浴びせられる「赤ん坊も産めんくせに、こんなもんだけあって世話がかる」という施設の職員の言葉に苦しめられ、自分から手術を望んだ女性もいます。その女性は、性教育らしきものをいっさい受けたことがなく、月経と妊娠・出産がつながっていることを全く知らなかったそうです。

言ってみれば、彼女は、性教育の欠如と優生思想に侵された国家権力の被害者です。なのに、自ら子宮摘出手術を選択したことで、自分のからだに後ろめたさを感じ、この40年間ずっと自責の念に駆られてきました。彼女のような方も、最高裁判決を受けて2024年10月に成立した補償法の対象に含まれますが、「補償金の申請はしない」と言います。被害者なのに、なぜ自責の念を抱いてしまうのか、私たちはそこを深めて実践に生かしていく必要があります。それは、性暴力被害者に通底すると思うからです。

力関係を含む性の問題だからこそ、様々な冒険を経験した人の話に真摯に耳を傾け、自分が経験していない冒険を学ぶことで、はじめて実践の場でも対等な関係性をはぐくむことができるのではないのでしょうか。



小森 淳子
(障害児・者サークル)